

立川市広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市広告掲載規則（平成22年立川市規則第31号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、市の広告媒体に掲載する広告の内容等について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、信頼性の高いものでなければならない。

(掲載広告の審査に関する基本的な考え方)

第3条 掲載広告の審査にあたっては、規則及びこの基準に基づき、市民への影響、公共性、公益性、社会経済状況等に十分配慮したうえ、広告媒体の性質に応じた解釈及び適用を行うものとする。

(規制の対象となる業種又は事業者)

第4条 規則第4条に定めるもののほか、次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 債権の取立て、示談の引受け等に関するもの

(2) 投機的商品に関するもの

(3) 占い、運勢判断等に関するもの

(4) 興信所、探偵事務所その他主として私的な秘密事項の調査又は取扱いに関するもの

(5) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの

(6) 法令に違反する事業者又は必要な許可等を受けずに事業を営む者

(市長が指定する国税及び地方税)

第4条の2 規則第4条第1号及び第7条第2項第3号に掲げる市長が指定する国税及び地方税は、個人にあつては所得税及び個人市民税、法人にあつては法人税及び法人市民税とする。

(掲載しない広告)

第5条 規則第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる内容の広告は、掲載し

ない。

(1) 人権侵害など公共性の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの

イ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

ウ 市の事業運営に支障をきたすおそれのあるもの

エ 科学的根拠に基づかないおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現

(例) 「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

(例) 「これが最後のチャンス」等

ウ 虚偽の内容を表示するもの

エ 法令等の違反の恐れがある業種、商法、商品

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

カ 責任の所在及び内容、目的が明確でないもの

キ 国、地方公共団体その他の公共機関が推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 人の裸体、水着姿等の写真又は絵であって、広告内容に無関係で表示する必然性のないもの

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ ギャンブル等を勧誘又は推奨するもの

オ 喫煙や飲酒を推奨し、たばこやアルコール飲料の販売促進を図るもの

カ その他青少年の身体、精神及び教育に有害なもの

(表示基準)

第6条 掲載広告の表示基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- (2) 関係法令、業種ごとに定められている広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
(例) 「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (4) 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。
- (5) 無料で参加又は体験できるもののうち、一部費用がかかることがある場合は、その旨を明示すること。
- (6) 著作権及び肖像権を侵害しないこと。
(ホームページに関する基準)

第7条 広告主のホームページにリンクする広告（バナー広告）については、当該広告のリンク先であるホームページの内容についても、直接掲載する広告と同様に見なして審査し、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 他のホームページを集合し、又はその内容を掲載してリンク先の情報を紹介することを主目的とするホームページにおいては、リンク先のホームページの内容についても直接掲載する広告と同様に見なして審査し、掲載の可否を決定するものとする。

(業種又は広告媒体ごとの基準)

第8条 広告の掲載にあたっては、規則及びこの基準のほか、別表に定める業種ごとの基準に基づいて審査するものとする。

- 2 広告媒体の性質により必要と認めるときは、広告媒体ごとの基準を別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。